

改正	昭和36年1月1日	昭和39年9月16日
	昭和56年4月1日	昭和60年6月1日
	昭和60年11月11日	昭和61年11月19日
	平成2年1月10日	平成5年1月1日学長達第4号
	平成6年9月13日学長達第3号	平成11年3月1日
	平成11年6月16日	平成14年7月1日
	平成16年4月1日	平成20年10月31日東医大発第460号

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき東京医科大学(以下「本学」という。)において授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、医学博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学大学院課程を経た者には、本学大学院学則の定めるところにより博士の学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程の学科課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを試問により確認された場合には、授与することができる。

(学位論文の提出)

第4条 医学研究科に所定の期間以上在学し、所定の単位を取得した者は、学位論文を提出することができる。

2 学位論文は在学期間中に提出するものとし、その期日は医学研究科委員会において定める。

3 前条第1項の規定により学位論文の審査を申請する者は、論文に学位申請書、主論文の要旨、論文目録、履歴書及び申請手数料20,000円を添えて学長に提出するものとする。

4 前条第2項の規定により学位を請求する者は、論文に学位申請書、主論文の要旨、論文目録、履歴書、戸籍抄本等の必要書類及び申請手数料20,000円、審査料50,000円を添え学長に提出するものとする。

5 本条の規定により提出した論文並びに納付した申請手数料及び審査料は、返還しない。

(論文)

第5条 前条第1項から第4項までの規定により提出する学位論文は、自著単名でも共著でも可とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 共著論文については、次の各号を充たした場合のみ認める。

(1) 申請者以外に学位論文として使用されることがないこと。

(2) 申請者がその論文作成の主たる研究者であることを共著者全員が認め学位論文とすることに同意したものであること。この場合は、所定の理由書及び同意書を添付しなければならない。

3 学位論文の申請については、審査内規による。

(受理の決定)

第6条 第4条第1項から第4項までの規定により論文の提出があったときは、学長は研究科委員会の意見を聴きこれを受理するか否かを決定する。

(研究科委員会付託)

第7条 学長は、前条の規定により受理することに決定した論文を研究科委員会の審査に付する。

(審査委員会)

第8条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、その構成員2名以上から成る審査委員会を設ける。

2 研究科委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず研究科所属の教授、臨床教授、准

教授、臨床准教授、講師又は臨床講師を審査委員会に加えることができる。

- 3 研究科委員会が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず研究科所属外の本学主任教授を審査委員に加えることができる。

(審査試験及び試問)

第9条 審査委員会は、論文の審査と同時に論文を中心として、これに関連ある科目について最終試験又は試験を行う。

- 2 前項の最終試験又は試験の方法は、公開制とする。

- 3 第3条第2項の規定により学位を申請する者については、専攻学術に関し、本学大学院において博士課程の学科課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認するために口答又は筆答による試問(外国語については2種類)を行う。ただし、外国語については、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみ課することができる。

(審査期間)

第10条 審査委員会は、第4条第4項の規定により論文が提出された日から1年以内に論文の審査試験及び試問を終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議決により審査期間を6ヵ月以内延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、論文の審査試験及び試問を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨及び試問の成績に学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び試問を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条第1項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張等のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

- 3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、研究科委員会の審査の結果に基づいて、第3条第1項の規定によるものについては、課程の修了の可否、第3条第2項の規定によるものについてはその論文の合否について決定する。課程の修了又は論文の合格を決定した者には学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、その日から3ヵ月以内にその学位論文の内容の要旨及び審査の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したものについては、この限りではない。

- 2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、東京医科大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第16条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、医学博士(東京医科大学)と記すものとする。

(学位授与の取消)

第17条 学位を授与された者がその榮譽を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 研究科委員会において前項の議決をするには、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。第12条第2項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

第18条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を記載した申請書に手数料5千円を添えて学長に願い出なければならない。

(文部大臣への報告及び登録)

第19条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記及び書類の様式)

第20条 学位記及び履修証明書の様式は、様式1、様式2、様式3の通りとする。

附 則

この規程は、昭和29年7月9日から施行する。

附 則(昭和36年1月1日)

- 1 この規程は、昭和36年1月1日から施行する。
- 2 この規程で定めるものの他、必要な細則は別に定める。
- 3 東京医科大学学位規程(昭和29年7月9日制定)は昭和36年4月1日以後効力を失う。

附 則(昭和39年9月16日)

この規程は、昭和39年9月16日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月1日)

この規程は、昭和60年6月1日から適用する。

附 則(昭和60年11月11日)

この規程は、昭和60年11月11日から施行する。

附 則(昭和61年11月19日)

この規程は、昭和61年11月19日から適用する。

附 則(平成2年1月10日)

この規程は、平成2年1月10日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成5年1月1日学長達第4号)

この規程は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成6年9月13日学長達第3号)

この規程は、平成6年9月13日から施行し、平成6年4月1日から適用する。(第8条第1、2、3項の改正)

附 則(平成11年3月1日)

この規程は、平成11年3月1日から施行する。

附 則(平成11年6月16日)

この内規は、平成11年6月16日から施行する。(第3条第1項の様式の改正)

附 則(平成14年7月1日)

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月31日東医大発第460号)

この規程は、平成20年11月1日から施行する。(第8条第2項の改正)